

国内募集企画旅行 ご旅行条件【要約】

お申込みいただく前に必ずお読み下さい

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部になります。

旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- (1) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを承ります。
- (2) 歩行や視聴覚などがご不自由な方、動物アレルギーのある方、身体障害者補助犬をお連れの方、その他特別な配慮を要する方はお申し込みの際に必ずお申出ください。
- (3) 旅行代金のご入金は旅行開始前の 21 日前までにご入金ください。
- (4) 旅行契約は、当社が「」契約締結の承諾をし、申込金又は旅行代金の全額を受領したときに成立するものとします。
- (5)

旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊料金、食事代、観光入場料金、添乗員同行コースの必要経費等。上記諸費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しは致しません。

お客様による旅行契約の解除・払い戻し

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額の取消料を申し受けます。

国内旅行に係る取消料 日帰り

	旅行契約解除の時期	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	10 日前～8 日前まで	旅行代金の 20%
	7 日前まで	旅行代金の 30%
	旅行開始の前日	旅行代金の 40%
	当日の集合時間まで	旅行代金の 50%
	開始後取消・縫連絡不参加	旅行代金の 100%

旅行開始前の当社による旅行契約の解除及び払戻し

お客様人数が、最少催行人員に達しなかったときは、旅行開始日の 14 日前までに旅行の実施を取り止める旨をご連絡し、すでにお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、旅行契約を解除します。

お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社またはサービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

特別保証

当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の旅行業約款の特別保証規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡保障金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。

旅程保証

当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に『規定の律』を乗じた額の変更保証金を旅行終了日から 30 日以内に支払します。

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様からいただく個人情報の取り扱いについては、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内の利用にさせていただきます。

その他、(1)当社らの提携する企業の商品やサービスやキャンペーンのご案内(2)当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。

【旅行企画・実施】

埼玉県知事旅行業登録第 2-550 号
有限会社 清水観光サービス
埼玉県狭山市下奥富 858
電話 04-2952-6669
総合旅行業務取扱管理者 笠原早苗